人権相談、人材養成、人権啓発の三位一体の取組み

資料２

大阪府は、「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発」の取組みを三位一体ととらえ、市町村と共同して実施することにより、効果的・効率的な事業展開を図っている。

○人権相談・・・市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、総合相談事業交付金を交付。

府民に対する専門相談窓口を整備し、市町村では対応困難な広域的、あるいは専門性の高い相談事案に対応。市町村の相談事業への助言。（人権相談事業として委託）

○人材養成・・・人権相談や人権啓発の実施に必要な知識の習得やスキルアップを習得する講座を開催し、必要な人材を養成。（人材養成事業として委託）

○人権啓発・・・人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけて日常生活や職場等で実践できるよう人権啓発を実施。

啓発事業にかかる市町村からの相談に対応するほか、講師リストや講演会など各種事業の情報やノウハウを提供（人材啓発支援事業として委託）

※委託事業の受託事業者は、民間の知識やノウハウを活用するため、企画提案公募により募集し、決定。人材養成事業及び人権啓発支援事業については、その費用の1/2を市町村が負担。

　※平成30年度委託事業費予算額　 　　４３，７６９千円

　　　　　　　　内訳　人権相談事業　　　　　　　　 　　２０，６１８千円（大阪府単独事業）

　　　　　　　　　　人材養成事業･人権啓発支援事業 ２３，１５１千円（市町村負担　１１，５７５千円を含む）

人権啓発

人権相談

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**[相談から見えてきた課題等を踏まえ、適切な教育・啓発を実施]**

**■ 人権啓発の推進、啓発に関する情報提供**

　・参加・体験型の学習機会の充実

　・研修内容の充実

・人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」の発行

**■ 市町村に総合相談事業交付金を交付**

・相談件数（H2８） 　　４７，６６９件

・平成30年度予算額 ２６２，９００千円

**■人権相談事業**

平成30年度予算額　　　 ２０，６１８千円

・専門相談窓口の整備

・市町村相談事業の支援等

・府内人権相談機関の連携強化

人権擁護施策（相談・援助）

**（教育・啓発）**

人権意識高揚施策(教育・啓発）

**（教育・啓発）**

市町村等の人権施策への支援・連携

**■ 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の運用、周知･啓発**

**身近で地域の実情に応じた相談**

**地域における**

**教育・啓発**

**【府民の課題解決を支援する】　【人権尊重への理解を深める】**

**Ⅰ.専門相談事業**

**○府民向け人権相談**

・専門的な人権課題に対する相談窓口

の設置。(面談、電話、出張等)

**○市町村人権相談サポート**

・市町村の要請に応じ、相談事案に対する助言やケース会議への参画。

**○専門家との連携相談支援**

・専門性が必要な相談に対し、各種専門家と連携、対応、解決を図る。

**Ⅱ.ネットワーク事業**

・人権相談機関ネットワークの運営

・おおさか相談フォーラムの開催

・相談事例研究会の開催

・人権相談集約

**■ 人権啓発支援事業**

[府・市町村1/2費用負担]

市町村が実施する人権啓発事業の支援等

**○人権啓発アドバイザー設置・派遣**

・市町村に対し、効果的な啓発事業・広報実施のためのノウハウ提供

**○人権関連情報収集・提供**

・効果的な啓発事業に資する情報の

収集・提供。

**○講師リストの作成・講師紹介**

・人権啓発講師リストの作成、提供、講師紹介

**■ 人材養成事業** [府・市町村1/2費用負担]

市町村等相談員、ファシリテーター等の人材養成、

スキルアップ

人材養成

**○人権総合講座（年間120講座開催）**

・前期（人権担当者入門コース、人権ファシリテーター養成コース、人権啓発企画

　　　　担当者コース、人権相談員養成コース）

・後期（人権ファシリテータースキルアップコース、人権啓発企画マネジメントコース、人権相談員スキルアップコース、人権相談員専門コース）

**［相談者の養成、相談内容を**

**講座に活かす］**

**［講師の養成・活用、情報収集を講座に活かす］**